

平成 21 年 12 月以降 石綿含有製品等の製造等が発覚した事案

[事案1] 自動車メーカーA社

A社において、台湾で製造されたバイク用の石綿を含有するブレーキパッド及びブレーキシューを輸入し、国内のバイク販売店等に販売していたことが判明した。

[事案2] 自動車メーカーB社

B社において、国内で生産されたトラックエンジン用の石綿を含有するガスケット等を、国内販売会社に販売していたことが判明した。

[事案3] 設備工事業者C社

神奈川県内を中心に全国の清掃工場のボイラー定期修理工事に際して、元請け事業者に石綿を含有するパッキン等を譲渡していたほか、同社工場内において同製品を加工していた事実が判明した。